

目黒区立緑ヶ丘小学校PTA細則

- 第 1 条 目黒区立緑ヶ丘小学校PTAの運営は、この細則の定めるところによって行う。
- 第 2 条 副会長の任務は次のとおりとする。
1. 総会、実行委員会、運営部会、部会、合同部会、図書ボランティアの意見を総合して、本会の運営が円滑に行われるようにする。
 2. 地域社会との会議に参加して、行事の検討、情報交換を行い、本会の運営に反映する。
 3. 実行委員会、運営部会の議事作成及び議事の記録をする。
- 第 3 条 書記の任務は、次のとおりとする。
1. 総会、実行委員会、運営部会、合同部会の日程を当該機関と協議立案し、通知および会議資料を取り纏めて送付する。
 2. 部会より提出された年間計画、実施した活動等の資料を整理する。
 3. 各部に属さない渉外事項を処理する。
 - ① PTAだよりの発行
 - ② 運営に関する消耗品の購入
 - ③ 記録、通信、その他の管理
- 第 4 条 会計の任務は次のとおりとする。
1. 本会の経理事務をする。
- 第 5 条 会計監査の任務は次のとおりとする。
1. 本会の会計の監査を客観的な視点をもってする。
- 第 6 条 学年部員の任務は次のとおりとする。
1. 学年部員は、学級集会、学年集会の召集、司会、運営をする。
 2. 各自の学級と学年の意向を実行委員会に反映させるとともに、実行委員会の経過を学級の会員に報告する。
 3. 実行委員会の決定事項に協力する。
 4. ベルマークの集計、管理をする。
 5. 推薦委員会に参加する。
- 第 7 条 部会の任務は次のとおりである。
1. 学年部会
学級、学年並びに全校の連絡調整を図る。
 2. 成人教養部会
会員の研修と親睦を図る。
 3. 校外活動部会
児童の福祉を図り、地域社会と協力し校外活動に努める。

4. 広報部会

P T A、学校活動について、会員と地域社会に情報発信を図る。

第 8 条 各部会が計画立案、実施する活動については実行委員会に報告する。

第 9 条 各部員の選出は、運営部会よりの部員募集をもって行う。

第 10 条 運営部員候補者推薦委員会の内規を次のように定める。

1. 候補者推薦の内規

- ① 父母から会長、その他の運営部員の立候補、推薦を募集する。
- ② 学年部員は、学級の意見により、会長候補者を現6年生除く全会員から、その他の運営部員候補を学級から推薦する。候補者の人数は制限しない。
- ③ 営利的、宗教的、政治的にP T Aを利用するおそれのある人は、推薦しない。

2. 推薦委員会の内規

- ① 推薦の対象は父母側運営部員とし、学校側運営部員は学校側で選出する。
- ② 会長候補者を集計し、その他の運営部員候補者を決定する。
- ③ 会長候補者を決定し、内諾を得る。
- ④ その他の運営部員候補者は、副会長、書記、会計、会計監査の職分を決定する。
- ⑤ 次年度運営部員候補者は、年度末総会で全会員の承諾を受ける。

第 11 条 各部会の事務引き継ぎは、年度当初の合同部会または各部会にて行う。

第 12 条 年度当初の合同部会にて、部長、副部長、必要に応じて書記、会計を選任、年間計画の立案をする。

付 則

1. 本細則は、実行委員会において出席者の過半数の同意により改正することが出来る。
改正の結果は総会に報告しなければならない。

2. 本細則は、平成11年4月1日より実施する。

細則改正年月日 平成22年1月13日

平成30年1月29日

令和5年1月21日